

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条及び附則第四条の規定 公布の日
- 二 第一条中気象業務法第四十三条の四第一項の改正規定及び第二条の規定 平成二十五年十月一日